

令和 8（2026）年度栃木県デジタルデバイド支援業務評価基準

- 1 評価項目及び各配点は次のとおりとし、令和 8（2026）年度栃木県デジタルデバイド支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会設置要領第 3 条に定める選定委員 5 名が採点する。
- 2 合計点数の高いものから順に選定委員ごとの順位をつける。
なお、選定委員は同じ順位をつけてはならない。
- 3 全企画提案者の中で最も多く 1 位を獲得した者を委託契約候補者とする。
なお、最も多く 1 位を獲得した者が複数の場合は、最も多く 2 位を獲得した者を委託契約候補者とする。
- 4 3 のなお書きの場合において、最も多く 2 位を獲得した者が複数あった場合又はなかった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 5 各選定委員による評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が 1 者の場合も同様とする。

（評価項目及び各項目の配点）

評価項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	(1) 業務目的、業務内容を十分に理解しているか。	10
		(2) 仕様書 5（1）の「研修会の実施」について、業務目的を達成する効果的な提案となっているか。	20
2	企画提案の優位性	(3) 仕様書 5（2）の「サポート体制構築」について、業務目的を達成する効果的な提案となっているか。	20
		(4) 仕様書 5（3）の「令和 8（2026）年度県民の日への出展」について、業務目的を達成する効果的な提案となっているか。	10
		(5) プラスアルファの提案があり、かつ業務目的達成において有効な手段となっているか。 ※受講者募集時の周知方法や、受講者へのサポート体制について別案の提案等があるか。	10
3	企画提案の実施可能性	(6) 実施体制、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか。	10
		(7) 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	10
		(8) 業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
合計			100

（満点100点）

（選定委員）

選定委員は、次の 5 名とする。

所属	職名	備考
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長	委員長
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長補佐（総括）	
栃木県総合政策部デジタル戦略課	課長補佐	
栃木県保健福祉部保健福祉課	課長補佐	
栃木県保健福祉部高齢対策課	副主幹	